

平成十三年八月八日提出  
質問第一〇号

平成一三年の参議院選挙におけるインターネット使用状況に関する質問主意書

提出者 島 聡

平成一三年の参議院選挙におけるインターネット使用状況に関する質問主意書

今回の参議院選挙では、インターネットの活用が戦術的テーマとして注目された。候補者、政党によっては、法を逸脱しているのではないかと思われる利用の仕方も散見された。

私としては、①選挙運動へのインターネット使用を一日も早く解禁すべきである、②しかしながら解禁されていない現状においては、公職選挙法は厳格に遵守されるべきである、との観点から、このような事態をきわめて憂慮している。今後の選挙や、解禁に向けた議論を正常な形で行うためには、具体的な使用方法について可否を明確化する必要がある。

したがって、次の事項について質問する。聞き及んでいる、あるいは可能性のあるいくつかの場合を提示するので、各個、回答していただきたい。

一 選挙区、比例代表ともに候補者を擁立している政党のホームページにおいて、公示前に参院選挙特集のコーナーを設け、立候補予定者や党の公約を紹介し、公示後も更新せずに残す場合、このような使用方法は適法か否か。

二 選挙区、比例代表ともに候補者を擁立している政党のホームページにおいて、公示前から立候補者の顔

写真、経歴、メッセージを掲載し、公示後も画面を変えない場合、このような使用方法は適法か否か。

ちなみに、「選挙時報 平成九年 第四六巻第一号」では、「例えば『公認候補者』の紹介、立候補に向けての決意などは選挙運動性のある文言とされるであろう」とされており、このような内容を含むホームページは違法であるとされている。

三 二のホームページにおいて、公示前に党の一週間の活動を紹介するコーナーを設け、公示後も党首の遊説日程が決まり次第、更新する場合、このような使用方法は適法か否か。

ちなみに、「選挙時報 平成九年 第四六巻第一号」では、「純粋な政治活動として使用するホームページであっても、選挙運動期間中に開設又は書き換えをすることについては、選挙運動の禁止を免れる目的と認められる場合には同法（公職選挙法）第一四六条違反となり、そのように認められない場合であっても政党その他の政治活動を行う団体が開設又は書き換えをするホームページに当該選挙区の特定候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されている場合には同法第二〇一条の二三違反となる」とされている。

四 選挙区に立候補した候補者のホームページにおいて、公示後、候補者のホームページ自体は更新してい

ないが、そこから「ボランティアの方が、ホームページを作成、発信しています。毎日更新！」としてリンクするよう誘導したホームページにおいて、内容を毎日更新している場合、このような使用方法是適法か否か。

五 選挙区に立候補した候補者のホームページにおいて、公示後、候補者のホームページの画面自体は更新していないが、そこから「声をお届けします」としてリンクさせている候補者本人が活動や考えを語る音声だけのコーナーのみ、音声内容を更新している場合、このような使用方法是適法か否か。

ちなみに、平成一二年四月一三日の衆議院倫理・選挙特別委員会において保利自治大臣（当時）は「音声のホームページは、併せて文字の記載や視覚に訴える部分があれば文書図画になります」と答弁し、そのようなホームページは違法だと答弁した。

右質問する。